

小野市公告第 3 2 号

小野市乗合型オンデマンド交通実証運行業務の公募型プロポーザルの実施について

小野市乗合型オンデマンド交通実証運行業務委託の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和 8 年 6 月 2 6 日

小野市副市長 藤 原 博 之

1. 業務名

小野市乗合型オンデマンド交通実証運行業務

2. 参加表明書の受付期間

令和 8 年 6 月 2 6 日～令和 8 年 7 月 3 日

3. 質問受付期間

令和 8 年 6 月 2 6 日～令和 8 年 7 月 1 日

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

- (1) 小野市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。未登載の場合は、令和 8 年 7 月 7 日（火）17 時 00 分）までに、登載手続きを完了させること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル参加資格の確認時点及びそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、小野市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない又は指名停止を受けることとなる事実が確

認されていないこと。

- (4) 小野市暴力団排除条例（平成24年小野市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 仕様書に定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び小野市の指示に柔軟に対応できること。